

群馬弁護士会

法曹養成制度を見直すため政府が設置した「法曹の養成に関するフォーラム」の議論が、司法修習生に国費で給与を支払う「給費制」を今年11月以降は継続せず、「貸与制」へ移行しようとしている。群馬弁護士会など全国の各弁護士会は、弁護士の職務の公益性を踏まえ、給費維持を求め続けている。必要なら生活費を支払う貸与制に切り替われば、法曹の卵たちが大きな負債を背負うことになりかねないという。群馬弁護士会の小淵喜代治会長と小川晶弁護士が弁護士の使命と給費制廃止の問題点を語った。

市民の権利を守るために

司法修習生の「給費 存続を」



廃止の流れ

「金持ち」しか
なれない職？
給費制はどんな役割を果たしてきたか。廃止を巡るこれまでの動きは。

小淵 司法試験に合格した人は司法修習生として1年間、全国の裁判所や検察庁、弁護士事務所や裁判実務などを経験します。司法修習生には戦後間もなくから、公務員に準ずる給費が国から支払われてきました。

司法制度改革に伴い、司法試験の合格者を大幅に増やそうとしたため、それに合わせて給費の支払いを廃止しようという流れになったと思います。昨年11月に給費を廃止し、国が生活費を支払う貸与制に移行することになったのですが、暫定的に給費制を1年間延長する改正裁判所法が成立しました。背景には、弁護士登録をする人の過半数が平均300万円を超える奨学金を受けている、つまり借金を抱えているという実態があったからです。給費制を維持すべきだという強い国民世論も後押し

社会貢献

東日本大震災を受けて、群馬からも弁護士の皆さんが東北に足を運んでいる。

小淵 全国の弁護士が被災地の避難所を回って法律相談などを積極的に行っています。群馬からも若手を中心に被災地へ行ったたり、県内に避難している被災者を対象に、避難所や役場で法律相談、電話相談をしています。多くの弁護士が手弁当で被災者支援に奔走していますが、もし、自分に余裕がなければ、無理でしょう。

震災を通し弁護士の公的役割、社会的存在感をあらためて感じているところか。

小川 私は県議の立場で宮城県気仙沼市の避難所を訪問しました。家が流され住むことができない状況だったので法的助言よりも、必要な情報を提供したいという法律士の知識を持った人と気軽に話せる安心感を持ってもらうよう心掛けています。震災直後は被災者も何をどう相談したいかわからない状況だったので法的助言よりも、必要な情報を提供したいという法律士の知識を持った人と気軽に話せる安心感を持ってもらうよう心掛けています。

手弁当で被災者支援

小淵 喜代治 会長
中央法学部卒。1982年、弁護士登録。民事一般から民事介入暴力、少年、商工ローンなどの事件を手掛けてきた。日弁連常務理事。県警特別講師、前橋家裁調停委員、前橋市出身

小川 時間経過とともに、具体的な法律相談が増えています。原発の補償や、避難によって経営できなくなった店舗の家賃や従業員への給料の支払い、二重ローン問題など幅広いです。不安と絶望の中で新たな一歩を踏み出すとして、被災者の心に寄り添って、一緒に問題を解決していきたいです。

小淵 県内でも農業や観光地の風評など、さまざまな損害が発生しています。群馬弁護士会では先日、原発訴訟の研修を行いました。8月20日に市民向けの説明会を開きます。



小川 晶 弁護士

中央法学部卒。2007年、弁護士登録。相続や離婚などの家事事件、債務整理などに携わり、女性からの相談も多を受けている。11年から県議、千葉県出身

小淵 時間経過とともに、具体的な法律相談が増えています。原発の補償や、避難によって経営できなくなった店舗の家賃や従業員への給料の支払い、二重ローン問題など幅広いです。不安と絶望の中で新たな一歩を踏み出すとして、被災者の心に寄り添って、一緒に問題を解決していきたいです。

使命感

社会的な活動もする中で、国から給費を受ける意味は。

小淵 弁護士の活動は公的なものです。当番弁護士、法律援助事業の実践のほか、今回の震災の二重ローン問題など立法提言も行ってきました。弁護士は民間と言われるものの憲法上に明記された存在で、職務の高い公共性、公益性が社会の基盤を支えています。

司法修習生が国民のお金で育ててもらったということは大変大きいと思います。今年の修習生は、貸与制移行が延長にならないければ、給費がもらえなかったはず。群馬に来て、修習生にも、国民のお金で学んでいることを十分意識してもらおうと話しています。

小川 税金で修習時代に勉強させてもらった分、弁護士になった

国民の責任で 法律家を養成

小淵 弁護士は自由業でありながら、公共性を持っています。充実した弁護士活動を行うためには、経済的にも、心にも余裕がなければなりません。スタート時に借金を負っている弁護士をつくるべきではないと思います。給費制は市民自らが市民のための法律家を育てる制度なので、小淵 法曹は裁判官、検察官、弁護士のいずれもが国の司法制度を支える役割を担い、社会における紛争を解決したり、予防する活動をしています。戦後の混乱期にあった1947年、国の責任で公的役割を担う法律家を養成するという素晴らしい理念の下に、給費制を取り入れた先人の志の高さに頭が下がります。司法の未来を考えたとき、給費制が導入された原点にかえり、絶対に維持すべきだと考えています。

給費制と貸与制

国はこれまで、修習に専念させることを目的に、司法修習生に月約20万円の給与と夏冬の賞与などを支給する給費制をとってきた。移行が検討されている貸与制は必要なら月に18〜28万円を無利子で貸し付ける。修習後6年目から10年間で返済しなければならない。

小淵 10年前の頃は2倍に増えたが、弁護士の絶対数が増える中、扱った事件数は相応に増えているのか。

小淵 弁護士が増えた分ほど、事件は増えていません。7、8年前なら若手に仕事を頼むこともできましたが、今は弁護士の数が増え、ベテランから若手に仕事を回すことができなくなっています。結果として、かつては3年もすれば独立できたのに、若手の独立も厳しくなっています。

小川 民事事件を扱う件数は弁護士によって差がありますが、刑事事件の国選弁護士は弁護士会の中で名簿順に回ってきます。私が弁護士になりましたら、

小淵 弁護士の今後の収入の見直しは、必ずしも安定していません。年収300万円以下の弁護士や、司法修習を終えても就職できない人も増えています。

事件数

安定しない収入見直し

群馬弁護士会が200人を超えて

小淵 昔なら県内でも、夜間や通信で高校、大学を卒業した人が弁護士になるケースがありました。夜間の法科大学院もありますが、経済的にみて、今は無理ではないでしょうか。